

令和2年3月17日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
(うち電気ストーブ1件、リチウム電池内蔵充電器2件、  
電気式浴室換気乾燥暖房機1件、電動アシスト自転車1件、  
自転車1件、ベビーカー1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

## ■消費生活用製品の重大製品事故一覧

### 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

### 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日     | 製品名          | 被害状況 | 事故内容   | 事故発生都道府県 | 備考   |
|------------|-----------|-----------|--------------|------|--|----------|--|
| A201901219 | 令和2年2月24日 | 令和2年3月12日 | 電気ストーブ       | 火災   | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。        | 埼玉県      |  |
| A201901220 | 令和2年3月5日  | 令和2年3月12日 | リチウム電池内蔵充電器  | 火災   | 事務室で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。                 | 東京都      |  |
| A201901221 | 令和2年3月1日  | 令和2年3月12日 | 電気式浴室換気乾燥暖房機 | 火災   | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。     | 福岡県      | 製造から10年以上経過した製品<br>令和2年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済                |
| A201901222 | 平成30年5月6日 | 令和2年3月12日 | 電動アシスト自転車    | 重傷1名 | 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。                   | 千葉県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月28日                                   |
| A201901223 | 令和2年1月19日 | 令和2年3月12日 | リチウム電池内蔵充電器  | 火災   | 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月4日                                    |
| A201901224 | 令和2年2月19日 | 令和2年3月12日 | 自転車          | 重傷1名 | 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左肘を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。                   | 千葉県      | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月27日<br>報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 |
| A201901225 | 令和2年3月3日  | 令和2年3月12日 | ベビーカー        | 重傷1名 | 当該製品に幼児(2歳)を乗せて使用中、転倒し、幼児が負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。               | 神奈川県     |  |

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし